

大阪急性期・総合医療センターにおける競争的研究費等の不正使用防止対策基本方針

平成 30 年 2 月 1 日 制定
令和 3 年 11 月 24 日 改正
令和 4 年 7 月 12 日 改正
令和 5 年 2 月 6 日 改正

地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センターは、「大阪急性期・総合医療センターにおける競争的研究費等の取扱いに関する規程」第 4 条第 2 項に掲げる不正使用防止対策基本方針を以下のように定める。競争的研究費等については、その原資の大部分が貴重な税金であることから、不正使用防止計画を別に定め、特に、適正に運営・管理を行う。

1 責任体系の明確化

競争的研究費等の不正使用防止対策に関する責任体系は別表のとおり定め、センター内外に公表する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の整備を図る。

3 不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正使用を誘発させる要因に対応した具体的な競争的研究費等の不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。

4 競争的研究費等の適正な運営・管理活動

適正な予算執行ができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、競争的研究費等の適正な運営、管理を行う。

5 情報発信・共有化の推進

競争的研究費等の使用ルール等を適切に情報共有・共通理解できる環境を整備する。

6 モニタリングの在り方

競争的研究費等の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

(別表)

大阪急性期・総合医療センターにおける競争的研究費等の運営・管理の責任体系

最高管理責任者	総長
統括管理責任者	臨床研究支援センター長
コンプライアンス推進責任者	事務局長 臨床研究支援副センター長
不正使用防止計画推進部署	臨床研究支援センター
研究費担当部署	臨床研究支援センター